

高橋雨水ポンプ場整備に係る事務事業事故に関する内部調査報告について（概要版）

1 概要

平成 22 年度から清水区高橋地区で整備を進めている高橋雨水ポンプ場について、消防法令に基づく危険物許可施設としての許可が得られていない状況で、ポンプ棟が建築された。

ポンプ棟完成直前の令和 2 年 8 月、危険物許可申請書を消防局清水消防署に提出したが、消防法に適合していないことなどから追加工事が必要となり事業の遅延が生じ供用開始が 7 か月程度遅れることになった。

今回の事案について、事務事業事故として上下水道局内に「高橋雨水ポンプ場整備に係る内部調査委員会」を設置し、このような事態に至った原因や問題点を整理し、再発防止の取組みを検討した。

2 問題点と原因のまとめ

(1) 平成 25 年度当時の「消防同意」に対する考え方

平成 26 年 2 月の確認済証の交付をもって、消防局より危険物許可施設としての同意がされていると解釈し、将来必要とされる危険物許可施設としての許可申請は容易に受理されるものと下水道部が誤認していた。

(2) 危険物許可施設における「防火区画」に対する考え方

消防局との協議において「規制範囲」を「防火区画」と下水道部が誤認していた。

(3) 危険物許可施設としての許可申請時期について

危険物許可施設としての申請について、手戻りがないようにするため、建築工事着工まで許可を得ておく必要があるが、ポンプ設備の設置工事までに許可を得ていればよいと下水道部が誤認していた。

3 再発防止の取組み

本委員会として、下水道部に対して以下の取組みを徹底させる。

(1) 協議、相談などは複数人で対応し、議事録を作成の上、双方の確認を取る。

事業の内容により相当の期間（1年以上）の経過が想定される場合には、関係機関等と（四半期毎など）定期的な情報共有の場を設定する。

(2) 不明箇所は、直ちに整理確認し、保留事項を作らないようにする。

(3) 複数年度に亘る事業の実施時は、引継簿を作成し、定期的に所属長の確認を受けた上で、関係職員による引継ぎを確実にを行う。

(4) 工事種別ごとの関係法令チェックリストや手続きフローを作成し、これらに基づき、工事ごとに申請・届出状況等の管理を行い、定期的に所属長の確認を受ける。

(5) 基本設計、詳細設計発注時に関係法令等を仕様の中で確認する。

(6) 職員の法制度的知識習得を図るとともに誤認を防止するため、関係法令等に係る研修を実施する。

4 問い合わせ先

(1) ポンプ場整備事業に関する事

上下水道局下水道部下水道建設課 森田（誠）、河野、森田（浩） 電話 270-9217

(2) 内部調査委員会（報告書）に関する事

上下水道局下水道部下水道総務課 榊原、森 電話 270-9201